（2） 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等（※）での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられした。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

（3） 個人ばく露測定関係（施行：令和８年10月１日）

個人ばく露測定が、作業環境測定の一部として位置付けられ、作業環境測定士による個人ばく露測定の実施が義務となります。

職場の化学物質管理の道しるべ
ケミガイド

トピック

❶ 皮膚障害等防止保護具選定マニュアル

令和８年３月中、保護具選定に係る事例集と化学防護衣の作業ごとの耐透過性能クラスの確認ツールの公開、耐透過性能クラス一覧表の更新が予定されています

❷ ケミガイドの活用をお勧めします

□ 「業種・作業別マニュアル」：リスクアセスメントのための情報収集資料。多数の業種、作業について各産業有建設業

□ 数言語のまんが仕立ての教材（音声再生有）

□ 無料相談窓口へのアクセス案内　など

【3 治療と就業の両立支援の推進】

治療と就業の両立を促進するための必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

趣旨 労働施策総合推進法第27条の３第２項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

対象 **対象労働者**：雇用形態に関わらず全ての労働者
対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病（国際疾病分類に基づく。負傷を含む。）

両立支援に当たっての留意事項

●本人の申出　●本人との十分な話合い、上司・同僚の理解　●個別事例の特性に応じた配慮　●個人情報の保護

両立支援のための環境整備

○ 事業主による基本方針の表明　○ 研修等を通じた意識啓発　○ 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
○ 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備　（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務　等）

両立支援の進め方

【関係者間の連携した両立支援の進め方】

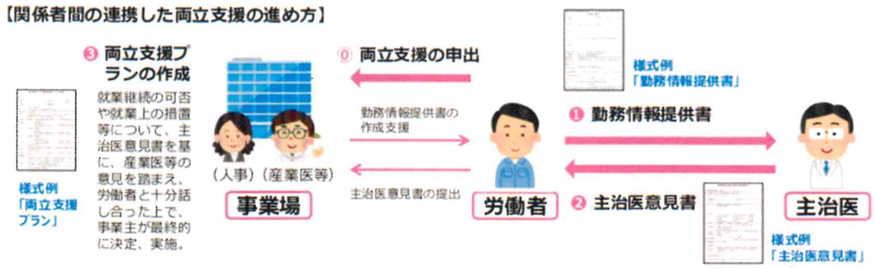

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

【4 高年齢者の労働災害防止の推進】

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他必要な措置を講ずることが、事業者の**努力義務**に（**令和８年４月１日～**）

→ 高年齢者の労働災害防止のための指針

事業主が講ずべき措置（概要）

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
  - 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高年齢者の特性を考慮した作業管理**
  - 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
  - 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高年齢者の状況に応じた業務の提供**
  - 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
  - 高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高年齢者に対する教育**
  - 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。
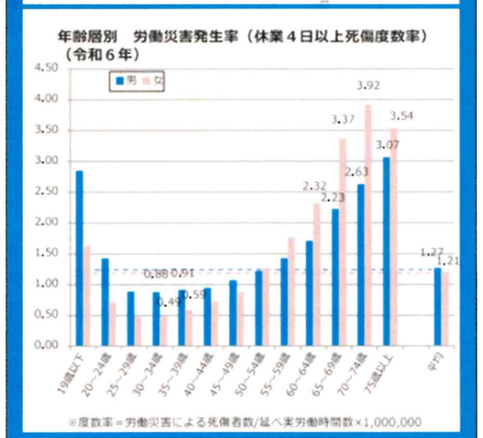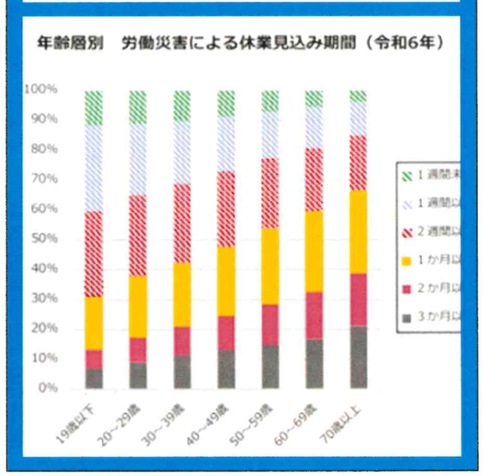
高年齢者の労働災害
死傷者数 休業見込み期間 ともに増加